破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０８８号
大阪府寝屋川市成田南町３番25号
債務者　吉本　由美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０８号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目３番25号
債務者　原　　和也
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７２号
大阪市大正区千島２丁目４番２―336号
債務者　宮本せつ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９３号
大阪府茨木市舟木町17番35号　カーサ茨木206号
債務者　相部　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２３号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目５番20号　和みの家
債務者　石原田博信
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２４号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目５番20号　和みの家
債務者　石原田邦子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１３８号
大阪府吹田市五月が丘南30番10号　メゾンキジマ306
債務者　諸石　美香
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６３号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番６―302号
債務者　庄司奈津代（旧姓勝倉）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２０７号
大阪府茨木市郡山２丁目16番２号グランヒル西口301号
債務者　野上　文武
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２０８号
大阪府茨木市郡山２丁目16番２号グランヒル西口301号
債務者　野上千代子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１３号
大阪市生野区巽南５丁目４番33―406号
債務者　片田　晴美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１号
北海道北斗市久根別５丁目１番３号
債務者　本間　美穂（旧姓大鷲）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７３号
北海道二海郡八雲町立岩71番地32
債務者　掛川　　斉
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７４号
北海道二海郡八雲町立岩71番地32
債務者　掛川　久美
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７５号
北海道二海郡八雲町立岩71番地32
債務者　佐々木キク
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２５号
三重県志摩市阿児町神明976番地48、前住所三重県志摩市浜島町浜島968番地５
債務者　井上　秀夫
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
松江市八束町遅江1104番地１
債務者　門脇　　力
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　松江地方裁判所民事部